

特定建築物維持管理権原者届について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部が改正され、届出事項に特定建築物の維持管理について権限を有する者の氏名及び住所が追加されました。

改正省令は平成22年10月1日に施行され、既存の特定建築物所有者等は施行後1年以内（平成23年9月30日まで）に維持管理権原者について届け出なければなりません。

届出者、添付書類については下記を参考にしてください。

区分	届出者	添付書類
特定建築物の所有者が維持管理権原者である場合	所有者	なし
所有者以外に特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合	維持管理権原者	当該者が特定建築物の維持管理について権限を有することを証する書類
所有者以外に特定建築物の一部についての維持管理権原者がある場合	所有者	所有者以外の維持管理権原者が特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類